

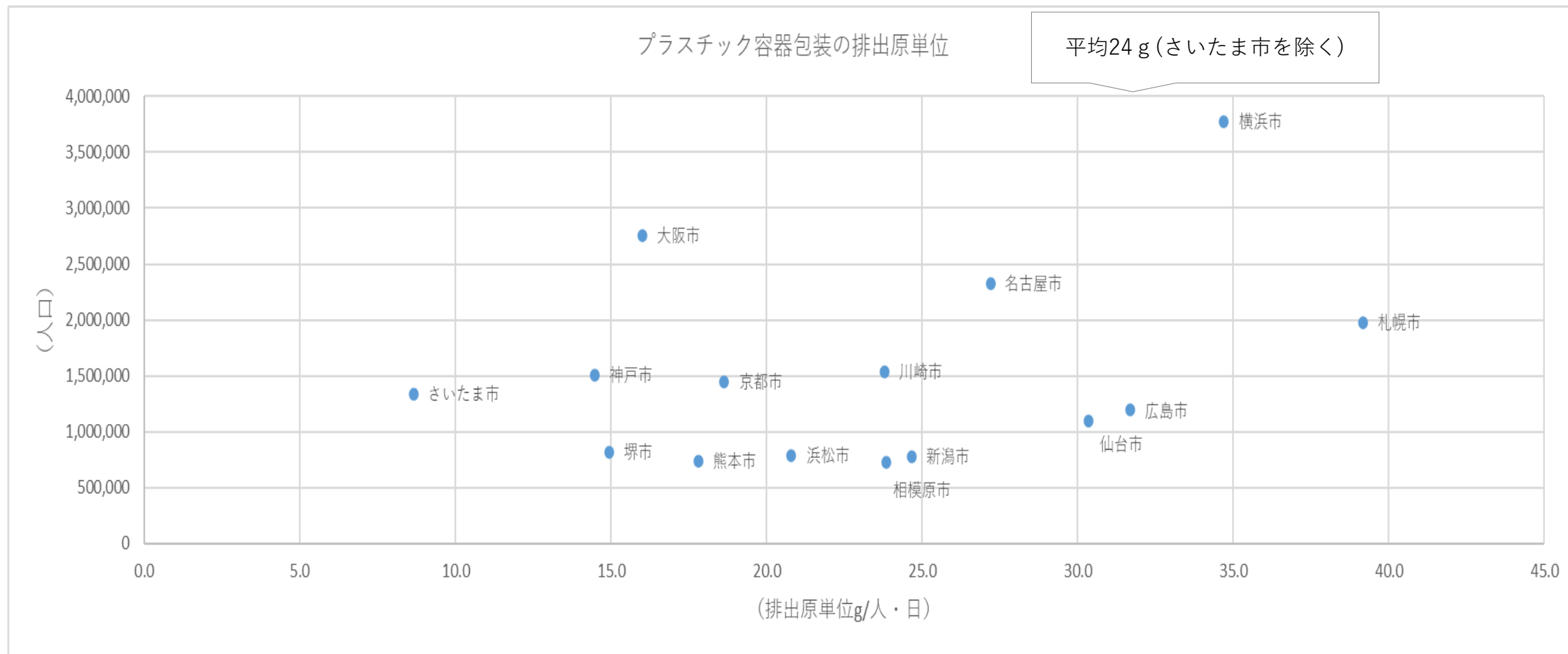
参考資料 1 容器包装リサイクルの状況

引取市町村数、保管施設数		※契約、実績ともに年度末の数字。 ※総数は、それぞれの容器包装に重複があるので、単純合計にはならない。 ※平成20年度PETボトルは、期中追加分を含む数字。 ※令和5年度からプラ分別収集物の引き取りを開始したため「プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物」とする。			
年度	素材	市町村数		保管施設数	
		契約数	実績	契約数	実績
令和5	総数	1,591	1,590	1,682	1,678
令和5	ガラスびん（合計）	1,353	1,349	957	951
令和5	ガラスびん（無色）	1,003	994	699	687
令和5	ガラスびん（茶色）	1,050	1,045	733	726
令和5	ガラスびん（その他の色）	1,329	1,312	940	919
令和5	PETボトル	1,153	1,152	809	807
令和5	紙製容器包装	143	143	108	108
令和5	プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物	1,135	1,134	868	866

年度	素材	再商品化手法	年間実績量(トン)	年間契約量(トン)	達成率
令和5	プラスチック（合計）	－	655,810	695,600	94.3%
令和5	白色トレイ	－	329	400	90.4%
令和5	プラスチック（白色トレイ除く）（合計）	－	655,481	695,200	94.3%
令和5	プラスチック（白色トレイ除く）	材料リサイクル	371,562	394,900	94.1%
令和5	プラスチック（白色トレイ除く）	高炉還元	16,642	18,100	92.2%
令和5	プラスチック（白色トレイ除く）	コークス炉	212,912	224,500	94.8%
令和5	プラスチック（白色トレイ除く）	ガス化	54,365	57,800	94.1%
年度	素材		年間実績量(トン)	年間契約量(トン)	達成率
令和5	プラスチック（合計）		655,810	695,600	94.3%
令和5	白色トレイ		329	400	90.4%
令和5	プラスチック製容器包装（容り法）		621,475	656,000	94.7%
令和5	分別収集物（プラ法）（合計）		34,006	39,300	86.6%
令和5	分別収集物（プラ法）うち容りプラ		29,287	33,600	87.1%
令和5	分別収集物（プラ法）うち製品プラ		4,719	5,600	83.8%

出典：容器包装リサイクル協会HP

参考資料 2 政令市のプラスチック排出量原単位(令和4年度実績)



※容器包装リサイクル協会資料を基に千葉市作成

参考資料 3 千葉市のごみ組成

(1) プラスチック類の割合

(単位 : %)

	R1	R2	R3	R4	R5	R1-R5平均
容器包装	16.8	13.6	14.1	15.6	15.8	15.2
容器包装以外	4.6	4.2	4.9	5.1	4.5	4.7
不燃	25.6	23.8	33.9	25.3	27.2	27.2

※組成分析報告書 家庭系可燃ごみ 6 区平均より (湿ベース重量で計算)

- ・容器包装 : (軟質プラの容器包装ーペットボトルー容器包装以外) / 全体量
- ・容器包装以外 : (軟質プラの容器包装以外 + 硬質プラ) / 全体量

※ごみ質分析 (新浜リサイクルセンター) より

- ・不燃 : 可燃残渣、不燃残渣のプラスチック割合の平均

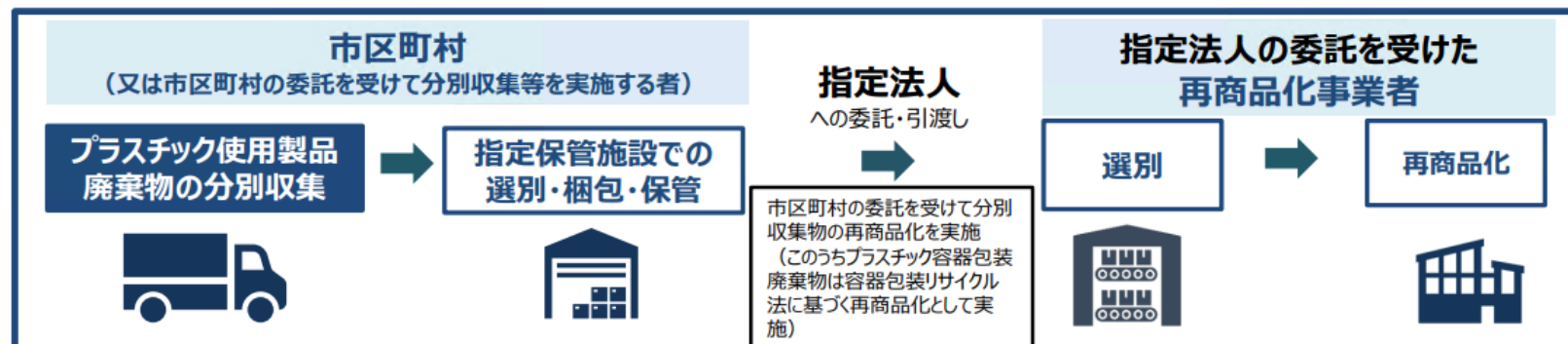
(2) 容器包装プラスチックの資源収集可能割合

(単位 : %)

	R1	R2	R3	R4	R5	R1-R5平均
A まったく洗わないで排出できるもの	3.4	1.7	1.6	1.8	1.6	2.0
B 洗えば簡単に汚れが取れるもの	3.2	2.6	2.8	2.9	3.2	2.9
C 洗っても汚れが取れないもの	10.6	9.8	10.2	11.3	10.7	10.5
D 容器プラ潜在率 (A + B + C)	17.2	14.1	14.6	16.0	15.5	15.5
E 資源収集可能率 ((A+B) / D)	38.4	30.5	30.1	29.4	31	31.9

参考資料4 プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの手法

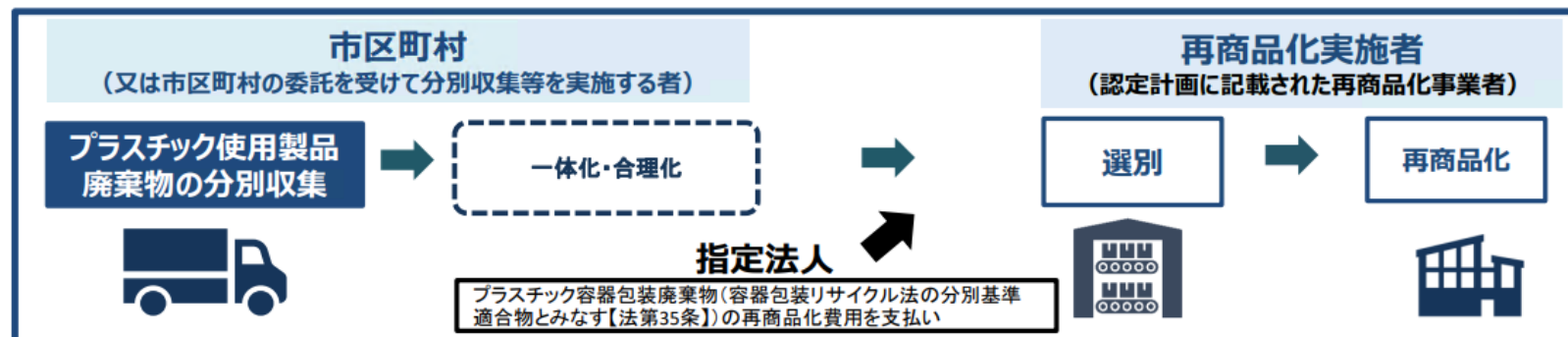
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準及び手引き**に従って分別収集・再商品化する必要がある。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要がある。

参考資料5 指定法人ルートと認定ルートの主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法（第33条）	（参考）法に基づかないリサイクル（独自処理）
分別収集物の基準（環境省令）の適用	適用される	<u>適用されない</u> （リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待）	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により <u>省略できる</u>	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	<u>市区町村が決定</u> する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者（市区町村負担分を除く） プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格（＝再商品化費用）が通知される	計画の認定基準を踏まえ、 <u>市区町村が決定</u> する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる（当面の間）
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たす

出典：環境省資料

参考資料6 再商品化事例（マテリアルリサイクル）

ペレット（廃プラスチックより生成され、再商品化される）



(株)富山環境整備



← 運搬用パレット



← 運搬用ボード

【写真出典】
(株)富山環境整備ホームページ

【連携自治体】

- ・ 愛知県安城市
- ・ 富山県高岡市
- ・ 京都府亀岡市
- ・ 富山地区広域圏事務組合（富山市のみ）
- ・ 砺波広域圏事務組合（砺波市・南砺市）

(株)TBM



【連携自治体】
・ 神奈川県横須賀市

← 傘



↓ コンテナ

【写真出典】(株)TBMホームページ

J&T環境(株)

【連携自治体】・ 宮城県仙台市



← 運搬用パレット

【写真出典】J&T環境(株)



← ティッシュケース

【写真出典】石川樹脂工業
ホームページ



← プランター

【写真出典】仙台市提供

参考資料6 再商品化事例（ケミカルリサイクル）

